

災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と京阪京都交通株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおりバス輸送に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自然災害、武力攻撃事態等により市民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行うバス輸送の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期するため、その手続等について定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、緊急対策を実施する上で乙の協力を必要と認めるときは、乙に対して、別に定める「協力要請書」（様式第1）に次に掲げる事項を明示して、要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況及び協力を要する理由
- （2）協力を必要とする期間
- （3）協力を必要とするバスの台数及び輸送人員
- （4）協力を必要とする活動場所
- （5）協力の活動内容
- （6）その他参考となる事項

（安全の確保及び実施）

第3条 甲は、乙への協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に支障のない範囲において協力するよう努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条第2項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対して、別に定める「業務完了報告書」（様式第2）に次に掲げる事項を明示して報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）協力車両の自動車登録番号
- （2）従事者名
- （3）要請年月日

- (4) 協力日
- (5) 協力の活動場所
- (6) 走行距離
- (7) その他必要な事項

(費用の負担)

第5条 第3条第2項の規定により、乙が協力に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要した人件費及び燃料費とし、甲乙協議して定める。

3 乙は、甲に対し協力に要した費用を請求するものとする。

4 甲は、前項の請求の内容を確認し、適当と認めたときは、乙に対し協力に要した費用を支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給したバスが故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該バスを交換してその供給の継続に努めるものとする。

2 乙は、バスの運行に際し事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙は、バスの運行に際し、乙の責に帰する理由によりバスの使用者及び第三者に損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 第3条第2項の規定により協力に従事した者が、そのため死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、次に掲げる場合を除き、「災害救助法第29条」の規定によりその損害を補償する。

- (1) 協力に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 他の制度等により補償を受ける場合
- (3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡先等確認)

第9条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、乙は「災害等緊急時の連絡先届出書」(様式第3)を甲に提出するものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に一年間継続されたものとする。以降、期間満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年1月17日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市長 栗山正隆

乙 京都府亀岡市篠町篠向谷10番
京阪京都交通株式会社
取締役社長 衿 亘 和 之

様式第1（第2条関係）

第 号
平成 年 月 日

京阪京都交通株式会社
取締役社長 様
(FAX 0771- -)

亀岡市長

協 力 要 請 書

平成22年 月 日付けで締結した「災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

項 目	要 請 内 容	
災 害 等 の 状 況		
協力を要する理由		
協 力 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
必 要 台 数		
輸 送 人 員		
活 動 場 所	乗車場所	輸送先
活 動 内 容	☐ 地域の避難者を避難施設等へ輸送 ☐ 避難施設等から他の施設へ輸送 ☐ 集団救急事案による負傷者等の輸送 ☐ 協力者等を現場等へ輸送 ☐ その他（ ）	
その他の事項		

様式第2（第4条関係）

平成 年 月 日

亀 岡 市 長 様
(FAX 0771-24-5501)

京阪京都交通株式会社
取締役社長

業 務 完 了 報 告 書

「災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定書」第4条の規定により、
要請された業務が完了しましたので報告いたします。

記

自動車 登録番号					
従 事 者 名					
要請年月日					
協 力 日					
活 動 場 所					
合計走行距離					
その他の事項					

亀 岡 市 長 様

京阪京都交通株式会社
取締役社長災害等緊急時の連絡先届出書

■基本情報

商号又は名称			
住 所	〒		
代 表 者	職名	電 話 番 号	
	氏名	F A X 番 号	
		E - m a i l	

■緊急連絡先

担 当 課 長	職 名	
	氏 名	
	電話番号	
	携 帯 電話番号	
指定する者	職 名	
	氏 名	
	電話番号	
	携 帯 電話番号	

■管理車両の台数

車両の種類	定 員	台 数

